

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例及び相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 7 7 号

相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例及び相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成 2 1 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

題名中「高度処理型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

目次中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に、「第 3 8 条」を「第 3 9 条」に、「第 3 9 条・第 4 0 条」を「第 4 0 条・第 4 1 条」に改める。

第 1 条中「高度処理型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「法第 2 条第 1 号に規定する」を削り、「^{りん}燐除去能力」を「燐除去能力」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 合併処理浄化槽 浄化槽のうち、高度処理型浄化槽以外の浄化槽をいう。

第 2 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、「限る。」の次に「第 3 8 条第 1 項を除き、」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「住宅所有者等 次条に規定する整備区域内」を「住宅等所有者 浄化槽処理促進区域内」に、「、住宅、事業所等」を「、住宅等」に、「建築中のもの」を「賃貸を目的とするもの」に改め、「除く。）」の次に「であって単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成 1 2 年法律第 1 0 6 号)附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。)又はくみ取便所が設置されているもの」を加え、「又は住宅、事業所等の用に供する建築物を建築中の者若しくは建築しようとする者」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 公共浄化槽 法第2条第1号の2に規定する公共浄化槽及び法第12条の4第1項に規定する浄化槽処理促進区域(以下「浄化槽処理促進区域」という。)(令和9年3月31日までに同条第3項の規定により公告された区域に限る。)内に存する国又は地方公共団体が所有する建築物に設置された市が管理する高度処理型浄化槽をいう。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

「第2章 市設置型浄化槽の設置」を「第2章 公共浄化槽の設置」に改める。

第4条第1項中「住宅所有者等」を「住宅等所有者」に、「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽(合併処理浄化槽であるものに限る。以下この条、第6条から第8条まで及び別表第1において同じ。)」に、「希望する者」を「希望するもの」に改め、同条第2項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「又は前項の規定による承認」を削り、「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第7条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に、「受益者」を「、受益者」に改める。

第8条第1項中「市設置型浄化槽の事業」を「公共浄化槽の設置」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条第1項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第25条第1項中「法第12条の14第1項に規定する公共浄化槽の使用に係る料金その他の市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第26条各号中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改める。

第31条第1項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同項ただし書中「水道料金」の次に「及び電気料金(高度処理型浄化槽であるものにあつては、水道料金に限る。)」を加え、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改

め、「得て、」の次に「高度処理型浄化槽の管理に係る」を加える。

第40条を第41条とする。

第39条の前の見出しを削り、同条第2項第1号中「第35条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項第5号中「第23条又は」を削り、同項第8号中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第9号中「第36条」を「第37条」に改め、同項第10号中「第37条第1項」を「第38条第1項」に改め、同条を第40条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第6章中第38条を第39条とする。

第37条第1項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第38条とする。

第36条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第37条とする。

第35条第1項中「整備区域内」を「浄化槽処理促進区域(令和9年3月31日までに法第12条の4第3項の規定により公告された区域に限る。)内に同日以前」に改め、「高度処理型浄化槽」の次に「又は浄化槽処理促進区域(規則で定める区域に限る。)内に設置された合併処理浄化槽」を加え、「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条第3項を削り、同条を第36条とする。

第34条中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第35条とする。

第33条の見出し及び同条第1項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条第2項中「費用」を「費用等」に改め、同条を第34条とする。

第32条第1項中「及び市設置型浄化槽」を「、公共浄化槽」に改め、「土地」の次に「の所有者その他当該土地」を加え、「、市設置型浄化槽」を「、公共浄化槽」に改め、同条第2項中「市設置型浄化槽」を「公共浄化槽」に改め、同条を第33条とし、第31条の次に次の1条を加える。

(用地の無償提供)

第32条 受益者、公共浄化槽を設置する土地の所有者その他当該土地について権原を有する者は、公共浄化槽を設置している間、当該土地を無償で市の使用に供するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

人槽区分	金額
5 人槽	8 3 , 7 0 0 円
6 人槽及び 7 人槽	1 0 4 , 3 0 0 円
8 人槽から 1 0 人槽まで	1 3 7 , 5 0 0 円

備考 1 1 人槽以上の公共浄化槽の設置に係る分担金の額については、市長が別に定める。

(相模原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 9 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項の表公共下水道事業の項中「6 7 3 , 9 0 0 人」を「6 5 5 , 8 0 0 人」に改め、同表高度処理型浄化槽事業の項中「高度処理型浄化槽事業」を「公共浄化槽事業」に、「1 3 , 2 0 0 人」を「5 , 6 0 0 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第 1 条の規定による改正前の相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により設置し、又は設置の申請がされた旧条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する市設置型浄化槽については、旧条例第 2 章(旧条例第 4 条第 1 項を除く。)、第 3 章、第 1 7 条、第 2 3 条、第 3 9 条、第 4 0 条、附則第 2 項及び別表第 1 の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。